

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 7 号	
件 名	情報公開請求・個人情報開示請求に関する審査請求事務マニュアルの遵守を求めることについて	
要 旨	<p>標記のマニュアル、7 その他、(2) 審査請求人による処分庁提出の証拠書類の閲覧等、口頭意見陳述、証拠書類等の提出について、イ 口頭意見陳述、審査請求人が希望を申し出た場合、審査庁が全ての審理関係人（審査請求人、処分庁）を招集して、審査請求書及び反論書に記載した自らの主張を補充するため、口頭で意見を述べる機会が設けられる。審査庁は、口頭意見陳述の希望があった場合、その旨を記載した書面の提出を求める。その後、審理関係人に出席可能な日時を確認のうえ、期日及び場所を決定し通知すると規定されています。</p> <p>一昨年 12 月に情報開示請求をしました。令和 4 年 1 月に非開示決定通知があり、2 月に審査請求をしました。11 月に口頭意見陳述申立書を提出しました。12 月に、審査庁の 3 課から「口頭意見陳述の実施等について」の通知がありました。それによると、12 月 21 日に 10 件の案件を実施し、各課それぞれ 3 件から 4 件を 30 分で実施するとしたものでした。指定された日は出席できないことから、「日の指定は事前に確認を取ってほしい。」、「他の審査庁は 1 件 1 時間としているので、4 件を 30 分では時間が短い。長くしてほしい。」と申し入れた。</p> <p>その後、審査庁の担当者から年末に電話がありました。口頭による意見陳述の日時についての問合せでした。「時間については変更しない。」としたので、「30 分で 4 件は短いので、検討してほしい。」と申し入れたところ、「口頭意見陳述は、攻撃したり、やっつけるためにやるのか。」と恫喝していました。極めて不適切だと思われれます。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>	
付 託 年月日 委員会	令和 5 年 3 月 9 日	第 1 項 } 第 4 項
受 理	令和 5 年 2 月 20 日	第 655 号

以上のことから、次のことを求め陳情いたします。

記

- 1 口頭意見陳述の申入れがあった場合、あらかじめ出席可能な日時を事前に確認し決定すること。
- 2 審査請求書が提出された場合、審査庁（審査担当課）で受付（受理）すると規定されているので、審査請求人が事前に審査庁を知ることができ、審査庁に直接、審査請求書を提出できるようにすること。
- 3 規定されているとおり、審査請求書を受付した課は、審査請求の流れ、時間、期間等を具体的に説明すること。
- 4 審査庁から弁明書の提出の依頼があった場合は、処分庁は速やかに弁明書を作成し、審査庁へ提出すること。